

J R 連 合 発 第 3 7 号  
2 0 1 2 年 2 月 2 4 日

全日本鉄道労働組合総連合会  
執行委員長 武 井 政 治 様

日本鉄道労働組合連合会  
会 長 坪 井 義 範

### 公開質問状

2月6日、最高裁判所が浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、貴労組の組合員である被告7名全員を有罪とする一審判決が確定したことを受け、貴労組の見解を求める公開質問状（2月9日付、J R 連合発 33 号）を送付した。

これに対して、貴労組は2月16日付で『貴労組からの「公開質問状」に、組織として回答する必要はないと判断します』（J R 総連発第4号）と組織として責任を回避する回答を送付してきた。

刑が確定した7名のうち、2名は貴労組の労組専従役員、5名が貴労組傘下のJ R 東労組の労組専従役員として雇用されている以上、その見解を明らかにしないことは、「雇用主」という「組織として」の責任放棄であると考え。法治国家である日本において刑が確定した7名に対して、「雇用主」として、被害者である吉田光晴氏に対して直ちに謝罪を行うよう指導すべき立場にある。

以上の認識を踏まえ、下記の事項について貴労組の見解を求めるので、3月2日までに文書で回答されたい。なお、本状及び回答については、公開することを申し添える。

### 記

1. 本人はもとより、貴労組は、事件を真摯に反省し、被害者である吉田光晴氏に対して直ちに謝罪すべきであると考え、刑が確定した7名のうち、山田知氏および大潤慶逸氏の「雇用主」としての貴労組の見解を明らかにされたい。
2. J R 東労組が雇用している、梁次邦夫氏、上原潤一氏、齊藤秀一氏、小黒加久則氏および八ツ田富男氏も1.と同様に吉田氏に謝罪すべきと考え、J R 東労組の上部組織としての貴労組の見解を明らかにされたい。

以 上